

筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(令和7年3月31日要綱第24号)

(目的)

第1条 この要綱は、木造戸建て住宅に係る住宅性能向上改修工事及び建替え等に伴う除却工事(以下「性能向上改修工事等」という。)を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金(以下「補助金」という。)として交付するための必要な事項を定め、住宅の性能向上改修工事等の実施を促進し、地震に強い安全安心なまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)の基準に基づき、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 住宅性能向上改修工事 次に掲げる改修工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事で、別表中耐震改修工事に掲げるもの及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。
 - イ 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事(開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事)で、別表中省エネ改修工事に掲げるものをいう。
- (3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用途に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満であるものを含む。)をいう。
- (4) 建替え等 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

(5) 建替え等に伴う除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅についての解体工事及び撤去工事をいう。

(6) 施行者 住宅の所有者で住宅の性能向上改修工事等を行うものをいう。ただし、市長が住宅の性能向上改修工事等を行うことが必要と認める者で、性能向上改修工事等を行うものを含む。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、施行者のうち、筑紫野市（以下「市」という。）の市税を滞納していない者でなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

イ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

ウ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、木造戸建て住宅であって、第1号から第5号までに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。この場合において、住宅性能向上改修工事については第6号、建替え等に伴う除却工事については第7号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反していないこと、並びに性能向上改修工事等により建築基準法及び関係法令の規定に違反することとなるものでないこと。

(2) 市内に存すること。

(3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したものであること。

- (4) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であること。
- (5) 地階を除く階数が2以下のものであること。
- (6) 住宅性能向上改修工事については、現に居住者がいること、又は工事完了後補助金の請求の際に当該住宅に現に居住している住宅であること。
- (7) 建替え等に伴う除却工事については、申請時点で居住していること、及び除却後は、地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替えをすること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる工事とする。

- (1) 補助対象住宅の耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う住宅性能向上改修工事。ただし、耐震改修工事のみ行うことが必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 補助対象住宅の建替え等に伴う除却工事

2 補助対象工事は、補助金の交付決定後に着手し、第12条に規定する交付決定者は、当該年度の1月末日までに同条第4号に定める請求書を提出するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 住宅性能向上改修工事を行う場合においては、次のア及びイに掲げる額を合計した額

ア 耐震改修工事を行う場合においては、当該耐震改修工事に要する費用の60パーセントに相当する額。ただし、60万円を上限とする。

イ 省エネ改修工事を行う場合においては、当該省エネ改修工事に要する費用の60パーセントに相当する額。ただし、20万円を上限とする。

- (2) 次条の協議において耐震改修工事のみを行うことが必要であると市長が認める場合においては、当該耐震改修工事に要する費用の60パーセントに相当する額。ただし、60万円を上限とする。

- (3) 建替え等に伴う除却工事においては、当該建替え等に伴う除却工事に要する費用又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の60パーセントに相当する額。ただし、60万円を上限とする。

(性能向上改修工事等の事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、性能向上改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該性能向上改修工事等について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(申請者が現に居住していない場合、居住者が確認できるもの)
- (2) 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等が分かる書類(所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者1人分を添付すること。)
- (3) 申請者が申請に係る補助対象住宅の所有者でない場合は、当該補助対象住宅の申請に係る承諾書
- (4) 建築完了検査における検査済証の写し又は補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類
- (5) 申請者の市税の滞納がない証明書
- (6) 耐震診断結果報告書及び耐震改修工事に係る耐震補強計画書
- (7) 省エネ改修工事に係る省エネ性能等がわかる書類
- (8) 費用の明細が確認できる見積書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定について、必要な条件を付することができる。

(工事内容等及び補助金の変更申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事内容等を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
 - (2) 変更後の工事設計書(図面を含む。)
- (補助金の額の変更決定)

第11条 市長は、前条に規定する変更の申請があったときは、審査の上、補助金の額の変更の可否を決定し、筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 第9条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、性能向上改修工事等の完了後、筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 全ての施工箇所の写真(施工前、施工中及び施工後の内容が確認できるもの)
- (2) 施工建設会社等と締結した契約書の写し
- (3) 性能向上改修工事等に要した費用に係る施工者等からの領収書の写し
- (4) 筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付請求書(様式第6号)
- (5) 建替え等に伴う除却工事において、除却工事後、居住している住宅の地震に対する安全性が確保されていることが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象住宅の現地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の請求があったときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定して交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消さなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の一部又は全部を返還させなければならない。

(書類の整備及び保存)

第16条 交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、交付決定を受けた年度の終了後5年間保存するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

工事種別	工事内容
------	------

住宅性能向上改修工事	耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 接合部の補強工事 (2) 屋根の軽量化工事 (3) 基礎の補強工事 (4) 耐力壁(内壁)の増強工事 (5) 柱の補強、増強工事 (6) 劣化箇所の改善工事 (7) その他耐震化の向上が図られる工事
	省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開口部(窓、ドア等)又は躯体(外壁、屋根、天井、床等)の断熱性能を従来より向上させるもの (2) LED照明の設置 (3) 節水型トイレ(節水型大便器で、洗浄水量が6.5L以下のもの)の設置 (4) 高断熱浴槽(4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内)の設置 (5) 高効率給湯器(電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器又は潜熱回収型石油給湯器)の設置 (6) その他省エネ性能の向上が図られる工事